



公益財団法人長岡京市スポーツ協会 令和6年度

賛助会員募集中!

スポーツ協会は、長岡京市におけるスポーツの推進に関する事業を行い、健康で豊かな市民生活の形成に寄与することを目的としています。

地域スポーツの推進を目的とした当協会の事業にご賛同いただき、毎年一定額を賛助会費としてご寄附くださる方を募集しています。

会員期間 ご加入日から令和7年3月31日まで

賛助会費 1口 3,000円/年

※1口以上お願いします。

加入方法
①

スポーツ協会役員(各種団体を含む)による訪問加入
お願いに伺います。

加入方法
②

事務局での直接加入
事務局(西山公園体育館またはスポーツセンター)での直接受付。

加入方法
③

郵便払込書を利用した加入
【郵便振替】指定払込書による払い込み
【指定銀行払込】京都銀行 長岡支店 普通預金No.962498

お申し込み・お問い合わせ

 **公益財団法人 長岡京市スポーツ協会**

〒617-0812 長岡京市長法寺谷山1番地 長岡京市西山公園体育館内

TEL (075) 954-8011 FAX (075) 953-1163 E-mail:spokyo@sports-nagaokakyo.or.jp

賛助会員会費の主な使途(令和5年度)

子どもスポーツ充実事業 259,000円

- 種目別本部長杯大会支援(スポーツ少年団)
- 幼児期のスポーツ環境整備
- 学校体育連盟(小体連・中体連)の活動支援

生涯スポーツ普及事業 376,000円

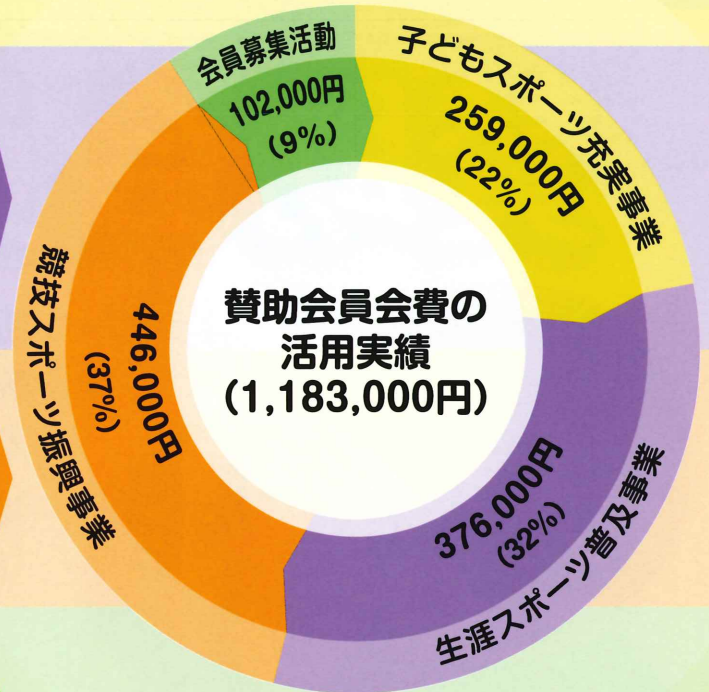
- 小学校区地域スポーツ振興事業の支援(スポーツデー)
- 総合型地域スポーツクラブネットワークの基盤強化
- スポーツボランティアの養成と活用

競技スポーツ振興事業 446,000円

- 府民総体代表選手の強化・派遣
- スポーツ団体(16種目団体)の活動支援

会員募集活動 102,000円

- 賛助会員リーフレット・会員章作成等



寄附金(賛助会員会費)控除のご案内

個人・法人からの公益財団法人への寄附金については、一定の要件のもとで税制上の優遇措置が受けられます。今後、当協会に賛同していただいております賛助会員会費は、税法上、寄附金として扱われ、この優遇措置の対象となります。詳細は、下記のとおりです。

1 個人の場合

個人からの寄附金(当協会の賛助会員会費)は、所得税において優遇措置の対象となり、従来の「所得控除」と「税額控除」のいずれかの選択となります。

【①所得控除】 年間所得の40%を控除限度額として、前年1年間分(1月1日～12月31日)の寄附金総額から2千円を差し引いた金額を年間所得金額から控除ができます。

【②税額控除】 年間所得の40%を控除限度額として、前年1年間分(1月1日～12月31日)の寄附金総額から2千円を引いた金額の40%の額を所得税額から控除ができます。

2 法人の場合

法人からの寄附金(当協会の賛助会員会費)は、法人税に係る優遇措置の対象となります。

公益財団法人に寄附(当協会の賛助会員会費)をした法人は、確定申告によって、法人税法上の通常の「一般損金算入限度額」とは別枠の「特別損金算入限度額」を上限として、損金算入をすることができます。